

こども性暴力防止法について

こども家庭庁

成育局安全対策課

こども性暴力防止法施行準備室

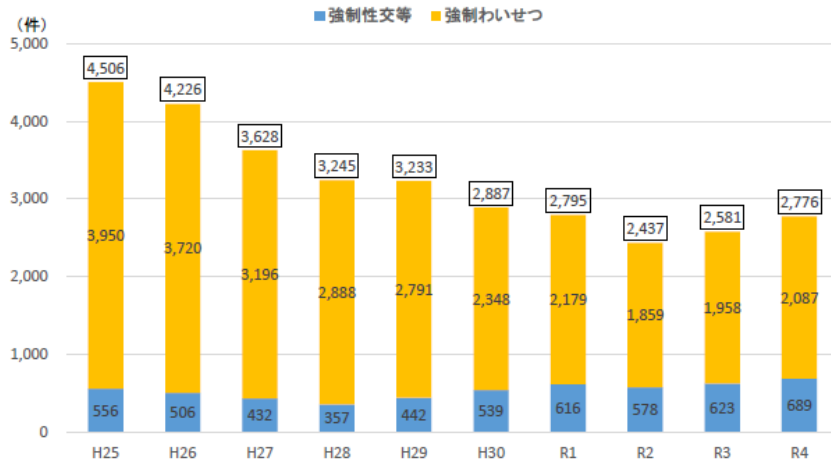
こどもまんなか

こども家庭庁

こどもに対する性犯罪・性暴力の現状

令和4年における、**少年が主たる被害者となる性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）の認知件数は2,776件で、**前年より増加。

少年が主たる被害者となる性犯罪(強制性交等、強制わいせつ)の認知件数の推移

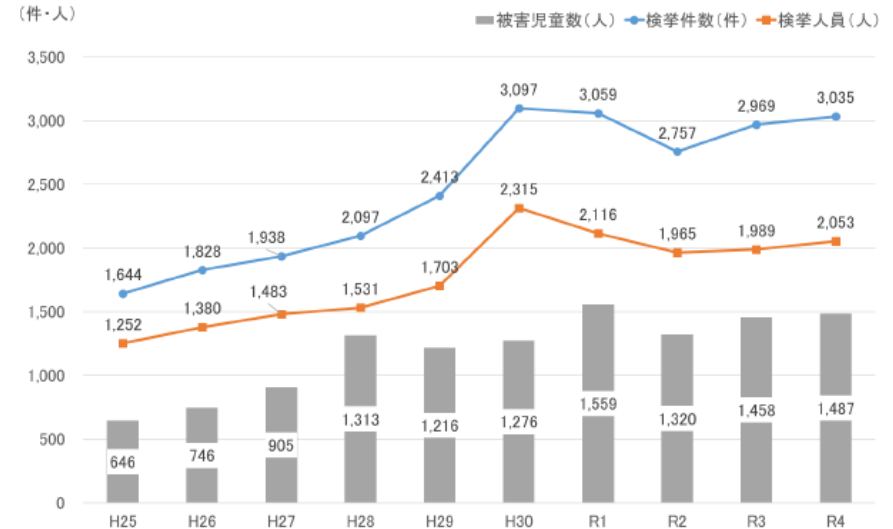


※「少年」は、20歳未満の者をいう。
※ 強制性交等とは、刑法の一部が改正(平成29年7月13日施行)され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。

(出典) 子供の性被害の現状と取組について 警察庁生活安全局人身安全・少年課

令和4年における**児童ポルノ事犯の検挙件数3,035件、**検挙人員**2,053人、被害児童数は1,487人**で、いずれも前年より増加。

児童ポルノ事犯に係る検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移



(参考) 過去に児童生徒性暴力等を行って免許・資格を喪失した者に関するデータベースへの登録状況

教員性暴力等防止法に基づき、**過去40年間で児童生徒性暴力等により教員免許状が失効・取上げとなった特定免許状失効者等**としてデータベースに登録されている者の合計件数：

2,498件

(出典：文部科学省「特定免許状失効者管理システムの稼働状況」令和6年4月1日時点)

(注) 上記の件数はいずれも、こどもに対する性犯罪・性暴力の発生件数とは異なる。

児童福祉法に基づき、**過去約20年間で児童生徒性暴力等により保育士の登録を取り消された者**としてデータベースに登録されている件数：

97件

(出典：こども家庭庁「保育士特定登録取消者管理システムに係る現在のデータ登録状況」令和6年4月1日時点)

2024年に報道されたこどもの性被害報道の一部

2024年

1月

- ・ 保育所女兒へのわいせつ行為容疑で保育士を逮捕
- ・ 女兒への性的暴行・わいせつ動画撮影容疑で乳児院職員を再逮捕
- ・ 女兒生徒へのわいせつ行為で特別支援学校教諭を懲戒免職
- ・ 教え子へのわいせつ行為で高校実習助手を懲戒免職
- ・ 女子生徒へのわいせつ行為で高校教諭を懲戒免職
- ・ 少女へのわいせつ行為で小規模住居型養育施設職員を逮捕
- ・ 女子生徒へのわいせつ歴を隠して学校に復帰した実習助手を懲戒免職
- ・ 女子生徒へのわいせつや盗撮で、県立学校の会計年度任用職員を免職処分
- ・ 文科省が、2022年度に性犯罪や性暴力などを理由に懲戒処分や訓告を受けた教員242人のうち児童生徒対象は119人と公表（前年度から25人増）

2月

- ・ 教員時代にわいせつ行為が発覚し、退職後に学習塾に勤めていた会社事務員を逮捕
- ・ 女子児童への強制わいせつ致傷で起訴された元保育士が公判で起訴内容を認める

3月

- ・ 準強制わいせつなどで有罪となった小学校教諭を懲戒処分
- ・ 少年へのわいせつ行為が発覚し、市立学校教諭を懲戒免職を行ったと公表

4月

- ・ 男児へのわいせつな行為で公立小学校教諭を逮捕
- ・ 男子選手へのわいせつな行為でバトントワリングチーム指導者を逮捕

5月

- ・ 女子生徒への映像送信要求の疑いで、中学校教諭を逮捕
- ・ 警察は、学習塾経営を強制わいせつと児童売春・児童ポルノ禁止法違反（製造）の疑いで逮捕

6月

- ・ 女子生徒への性行為で、県立高校教諭を懲戒免職
- ・ 警察は、児童相談所の職員を、一時保護中の女兒に対して不同意性交を行った疑いがあるとして逮捕
- ・ 元児童福祉職員が女兒わいせつ行為をしたとして、6回目の逮捕

7月

- ・ 県教育委員会は、担任の児童にわいせつ行為をしたとして、小学校教諭を懲戒免職
- ・ 元児童福祉施設職員を、施設の女兒の性的な画像などを撮影したとして、児童ポルノ禁止法違反などの疑いで再逮捕（強制わいせつ罪などで公判中）

8月

- ・ 児童へのわいせつな行為で、市立小学校元教諭に懲役3年執行猶予5年の有罪判決
- ・ 小学生女子児童への不同意わいせつと公然わいせつの疑いで、児童福祉施設職員を逮捕
- ・ 女子中学生に性的暴行 養護施設職員が認める

9月

- ・ 女子児童へのわいせつな行為をした疑いで、放課後児童クラブ支援員を逮捕
- ・ 県教育委員会は、交流サイト（SNS）で知り合った少女に現金を渡して性的な行為をしたとして、小学校教諭を懲戒免職処分とした。

10月

- ・ 男児への不同意性交容疑で、保育士を逮捕
- ・ 少女へのわいせつ目的誘拐と不同意性交の罪で、児童福祉施設職員に懲役5年6か月の有罪判決
- ・ 塾経営者が生徒に対してわいせつ行為をしたとして、検察は懲役5年を求刑

11月

- ・ 女兒らへのわいせつな行為で元保育士に懲役14年の判決
- ・ 男子生徒らへの不同意わいせつや性的姿態撮影等処罰法違反、不同意性交などで、私立中学高校教諭に懲役10年の判決
- ・ 女子児童への不同意わいせつの疑いで、放課後児童クラブ職員を逮捕
- ・ 女子生徒への不同意わいせつの疑いで、学習塾講師を逮捕
- ・ 女子生徒へのわいせつ行為の疑いで、県立高校教諭を再逮捕（同教諭は、女子生徒への不同意性交等や児童買春等の疑いで逮捕・基礎されていた）

12月

- ・ 強制わいせつ罪に問われた外国語指導助手（ALT）が、県内の小学校で児童三人にわいせつな行為をしたとして、懲役3年、執行猶予5年の判決を言い渡した。
- ・ 小学校長ら3人免職 わいせつで有罪 横浜市教委発表
- ・ 文科省が、2023年度に児童生徒や同僚らへの性暴力・セクハラで処分された公立学校の教員は320人と公表（前年度比79人増、過去最多）
320人のうち、児童生徒ら子どもへの性暴力による処分は157人（前年度比38人増）

こども性暴力防止法の成立に至るまでの主な経緯

年月日	閣議決定等
令和2年12月	<p>第5次男女共同参画基本計画（閣議決定）</p> <p>※ 教育・保育施設等や子供が活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ等）で働く際に<u>性犯罪歴がないことの証明書を求めることの検討の可能性</u>について政府文書として初めて明記。</p>
令和3年5月	<p>教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の成立</p> <p>※ 児童生徒に対する性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効等となった者のデータベースの整備等</p>
令和3年12月	<p>こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（閣議決定）</p> <p>※ 教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に<u>性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討を進めることを政府文書として初めて明記。</u> （以降、毎年度の骨太方針や男女共同参画白書等の政府文書にも、同様の記載が盛り込まれる。）</p>
令和4年6月	<p>児童福祉法等の一部を改正する法律の成立</p> <p>※ 児童生徒に対する性暴力等を行ったことにより保育士登録の取消等を受けた者のデータベースの整備等</p>
令和5年4月	こども家庭庁発足
令和6年3月19日	こども性暴力防止法案（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案）閣議決定・国会提出
令和6年6月19日	こども性暴力防止法 成立（6月26日公布）

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 令和6年法律第69号)

趣旨

児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が**教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じる**ことを義務付けるなどする。

対象事業者

学校設置者等（第2条第3項）：学校、児童福祉施設等この法律で義務対象となる事業者
民間教育保育等事業者（第2条第5項）：学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等この法律で認定対象となる事業者

対象事業者の責務等

学校設置者等及び民間教育保育等事業者（第3条第1項）

- ・教員等及び教育保育等従事者による**児童対象性暴力等の防止**に努める
- ・児童対象性暴力等の**被害児童等を適切に保護**する

国（第3条第2項）

- ・学校設置者等及び民間教育保育等事業者がその責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な**情報の提供、制度の整備**等の施策を実施

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

初犯対策

- (1) こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置
 - ・危険の早期把握のための児童等との**面談等**（第5条第1項等）
 - ・児童等が**相談を行いやすくするための措置**（相談体制等）（第5条第2項等）
- (2) 被害が疑われる場合の措置
 - ・**調査**（第7条第1項等）
 - ・被害児童の**保護・支援**（第7条第2項等）
- (3) 教員等の**研修**（第8条等）

再犯対策

- (4) 対象となる**性犯罪前科の有無の確認**（第4条等）
 - ・児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - ・学校設置者等の現職者は、施行から3年以内に確認（第4条第3項等）
 - ・民間教育保育等事業者の従事者は、認定から1年以内に確認（第26条第3項）
 - ・確認を行った従事者については、その後5年ごとに確認（第4条第4項等）

特定性犯罪前科の確認対象

- ㊦ 拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年
- ㊧ 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年
- ㊨ 罰金：刑の執行終了等から10年

防止措置の義務

- ・性犯罪前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置（教育、保育等の業務に従事させないなど）**を講じなければならない。（第6条等）
※ 特定性犯罪前科有りのときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、**防止措置**は必須。**詳細は、ガイドラインで示す予定。**

情報管理措置等

- 犯罪事実確認書等の適切な管理（第11条、第14条等）
- 利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止（第12条等）
- 犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告（第13条等）
- 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条）
- 情報の秘密保持義務（第39条）

指導・監督

安全確保措置の指導・監督

- ・学校設置者等：各所管法令に基づき、所管庁が監督
- ・認定事業者：国（こども家庭庁）が直接監督
（定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表、等）

情報管理措置等の実施状況の指導・監督

- ・国（こども家庭庁）が直接監督
（定期報告、報告徴収及び立入検査、公表、命令、等）

対象「事業」の範囲等

対象事業の範囲の考え方

こどもの未熟さ等に乗じた性犯罪を防ぐため、事業の性質が、次の要件を満たすものを対象範囲として検討。

- ① 支配性 （こどもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと）
- ② 継続性 （時間単位のものを含めてこどもと生活を共にするなどして、こどもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと）
- ③ 閉鎖性 （親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること）

対象事業の例

学校設置者等

【義務】

対象となる事業者の範囲が明確であり、問題が生じた場合の監督や制裁の仕組みが整っている施設・事業

- 学校教育法上の設置・認可の対象となっているもの
 - ・ 学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
 - ・ 専修学校（高等課程）
- 認定こども園法又は児童福祉法上の認可等の対象となっているもの
 - ・ 認定こども園
 - ・ 児童福祉施設（保育所、指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
 - ・ 児童相談所（一時保護施設を含む）
 - ・ 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）
 - ・ 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
 - ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

民間教育保育等事業者

【認定】

各種学校等、児童福祉法上の届出事業や、現在全く業規制がない分野であって行政が事前に事業の範囲を把握しきれないもの等については、認定制度（義務の対象となる事業者が講ずべき措置と同等の措置を実施する体制が確保されているものとして認定）を設けてその対象とする

- 学校教育法に規定される専修学校（一般課程。簿記学校、製菓学校等）及び各種学校（准看護学校、助産師学校、インターナショナルスクール等）
 - 学校教育法以外の法律に基づき学校教育に類する教育を行う事業（高等学校の課程に類する教育を行うもの。公共職業訓練中卒者向けコース等を想定）
 - 児童福祉法上の届出の対象となっているもの等
 - ・ 放課後児童クラブ等
 - ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業 ・ 子育て短期支援事業
 - ・ 認可外保育施設
 - ・ 児童自立生活援助事業 ・ 小規模住居型児童養育事業
 - ・ 妊産婦等生活援助事業 ・ 児童育成支援拠点事業 ・ 意見表明等支援事業
 - 障害者総合支援法上に規定されるもの（障害児を対象とするもの）
 - ・ 居宅介護事業 ・ 同行援護事業 ・ 行動援護事業
 - ・ 短期入所事業 ・ 重度障害者等包括支援事業
 - 民間教育事業（児童に技芸又は知識の教授を行うもの。一定の要件を設定（※））
 - ・ 学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール 等
- ※ 「対面指導」「習得するための標準期間が6か月以上」「事業者が用意する場所」「技芸又は知識の教授を行う者が政令で定める人数以上」を検討。

認定の表示・利用促進等

- ・ 認定を受けた事業者であることが利用者に分かるよう、**国が公表。事業者は認定を受けた旨を表示可能。**
 ※そのほか、利用者に対して認定事業者の**公表・表示について十分に周知**するとともに、所管省庁等が連携して**事業者による認定の取得を促進**。

対象「業務」の範囲等

対象業務の範囲の考え方

- こどもの未熟さ等に乗じた性犯罪を防ぐため、業務の性質が、以下の要件を満たすものを対象範囲として検討。その判断に当たっては、**こどもから見て当該業務が支配的・優越的であるかという観点も重視**する。
 - ①支配性（こどもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと）
 - ②継続性（時間単位のものを含めてこどもと生活を共にするなどして、こどもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと）
 - ③閉鎖性（親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること）
- 派遣や委託関係にあるものであるかや、当該業務を有償・無償のいずれで行っているかにとらわれることなく、その実態に即して判断**する方向で検討。

対象業務の例

教員等 【義務】

現在事業所管法令（法律、府省令等）に規定があるもの

- ・ 校長、園長、教諭、養護教諭
- ・ 寄宿舎指導員
- ・ 施設の長
- ・ 保育士
- ・ 児童指導員
- ・ 児童福祉司
- ・ 心理療法担当職員 等

現在上記のような規定がないもの

上記①～③の要件を満たすものであれば、現在規定がない業務であっても、実務を踏まえつつこどもと接する状態等に応じて対象に含めるよう各事業所管法令を整備する方向で検討

教育保育等従事者 【認定】

- ・ 放課後児童支援員
- ・ 家庭的保育者
- ・ 子育て支援員
- ・ 塾講師
- ・ スイミングクラブ指導員
- ・ ダンススクール講師 等

※ 認定の申請時に、従事者の業務の詳細を説明する資料を提出させ、対象業務に該当することを確認（対象業務に該当するかどうかの基準はガイドライン等で示すことを想定）

- 本法では、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（教員性暴力等防止法）第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等」に相当する行為を、「児童対象性暴力等」として規定し、対象事業者が防止措置を講じる対象としている。
- （※）児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る

教員性暴力等防止法における「児童生徒性暴力等」の定義 （同法第2条第3項）

- ① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。（第1号）
- ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。（第2号）
- ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。（第3号）
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）。（第4号）
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（①～④に掲げるものを除く。）。（第5号）

犯罪事実確認の対象となる性犯罪（特定性犯罪）について

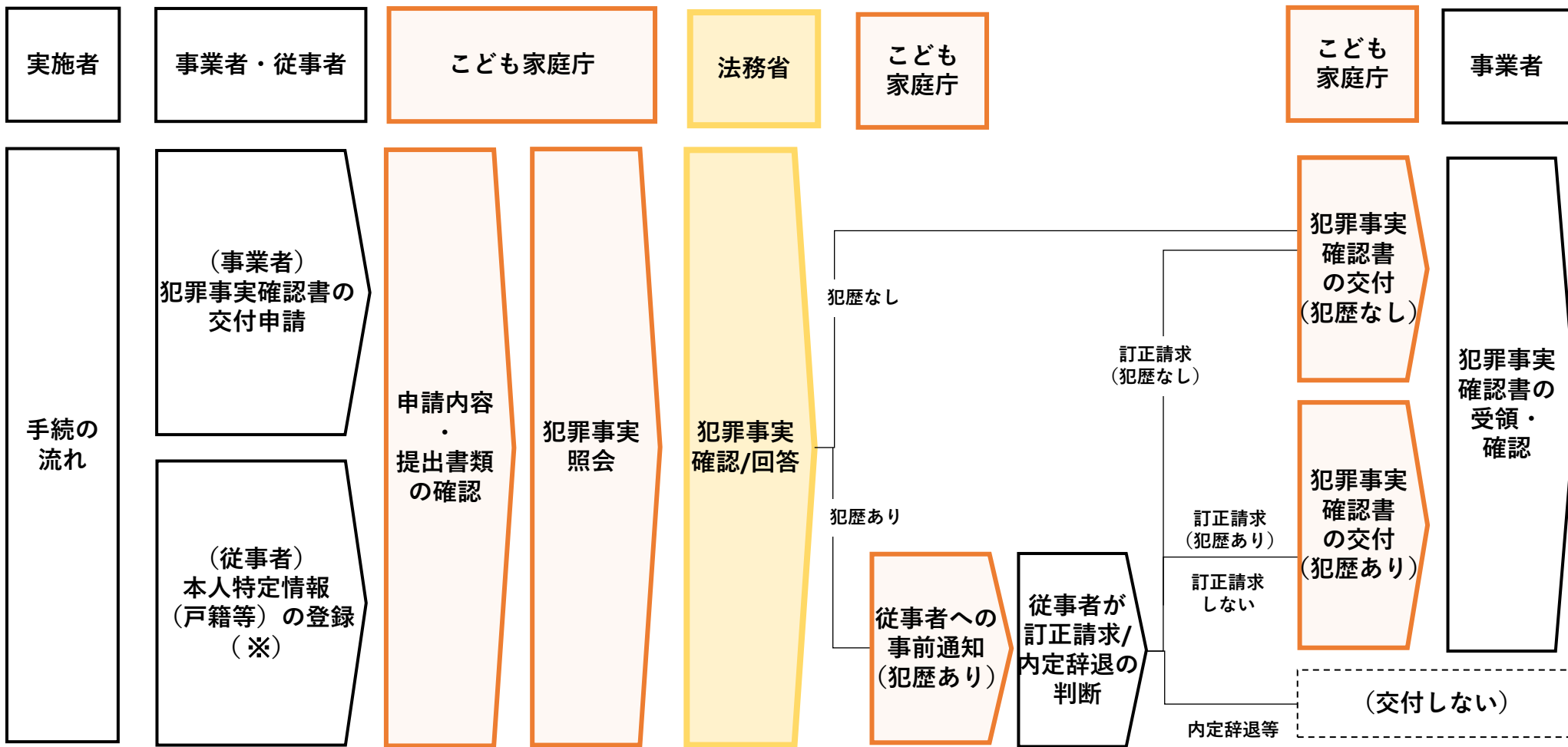
○ 次の性犯罪について、一定期間内（※）の前科が確認対象

（※）拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年、拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定等から10年、罰金：刑の執行終了等から10年

- 刑法
 - ・ 不同意わいせつ（176条）
 - ・ 不同意性交等（177条）
 - ・ 監護者わいせつ及び監護者性交等（179条）
 - ・ 不同意わいせつ等致死傷（181条）
 - ・ 16歳未満の者に対する面会要求等（182条）
 - ・ 強盗・不同意性交等及び同致死（241条1項・3項）
 - 盗犯等の防止及処分に関する法律
 - ・ 常習特殊強盗致傷（4条）
 - 児童福祉法
 - ・ 淫行をさせる罪（60条1項）
 - 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
 - ・ 児童買春（4条）
 - ・ 児童買春周旋（5条）
 - ・ 児童買春勧誘（6条）
 - ・ 児童ポルノ所持、提供等（7条）
 - ・ 児童買春等目的的人身売買等（8条）
 - 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律
 - ・ 性的姿態等撮影（2条）
 - ・ 性的影像記録提供等（3条）
 - ・ 性的影像記録保管（4条）
 - ・ 性的姿態等影像送信（5条）
 - ・ 性的姿態等影像記録（6条）
 - 都道府県の条例で定める罪であって、次に掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - ・ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ・ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、写真機等を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ・ みだりに卑わいな言動をする行為
 - ・ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- ※一部これらの未遂罪を含む。

犯罪事実確認の事務フロー

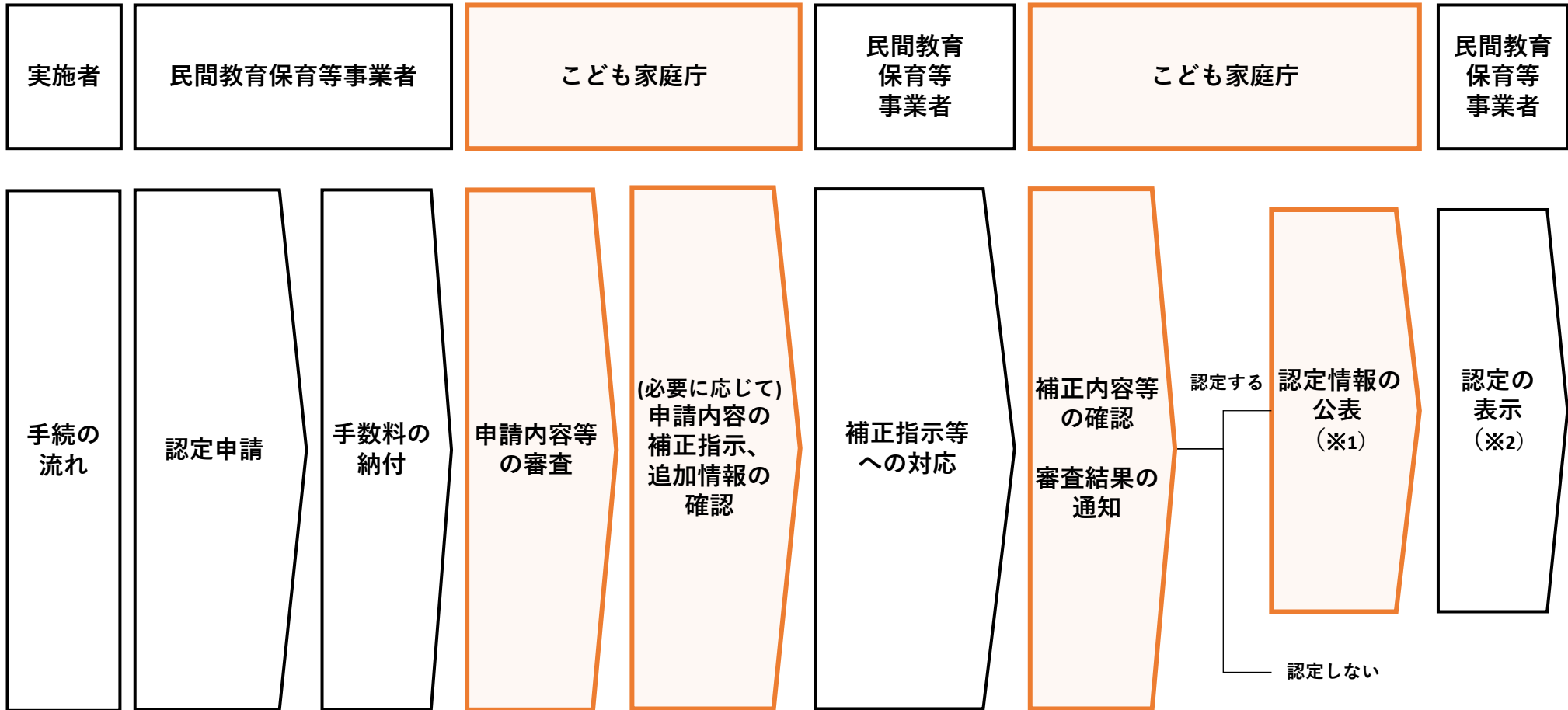
- 犯罪事実確認の事務フローは以下のとおり。
- 手続は、こども性暴力防止法関連システムを通じて行う。



(※) マイナンバーカードを用いて識別符号を取得、または自治体窓口で戸籍謄本等を入手して入力 of いずれかを行う。識別符号の場合、法務省民事局にシステム経由で戸籍情報を照会する。本人特定情報(氏名、生年月日、国籍)を証明するための書類(住民票、在留カード、旅券等。また、本国在留・滞在中に本人特定情報に変更がある場合にはその変更内容を記載した各国の公的書類(戸籍相当書類)を含む。)を取得し、添付する。また、出入国在留管理庁に出入国記録等情報を照会する。

認定申請に対する事務フロー

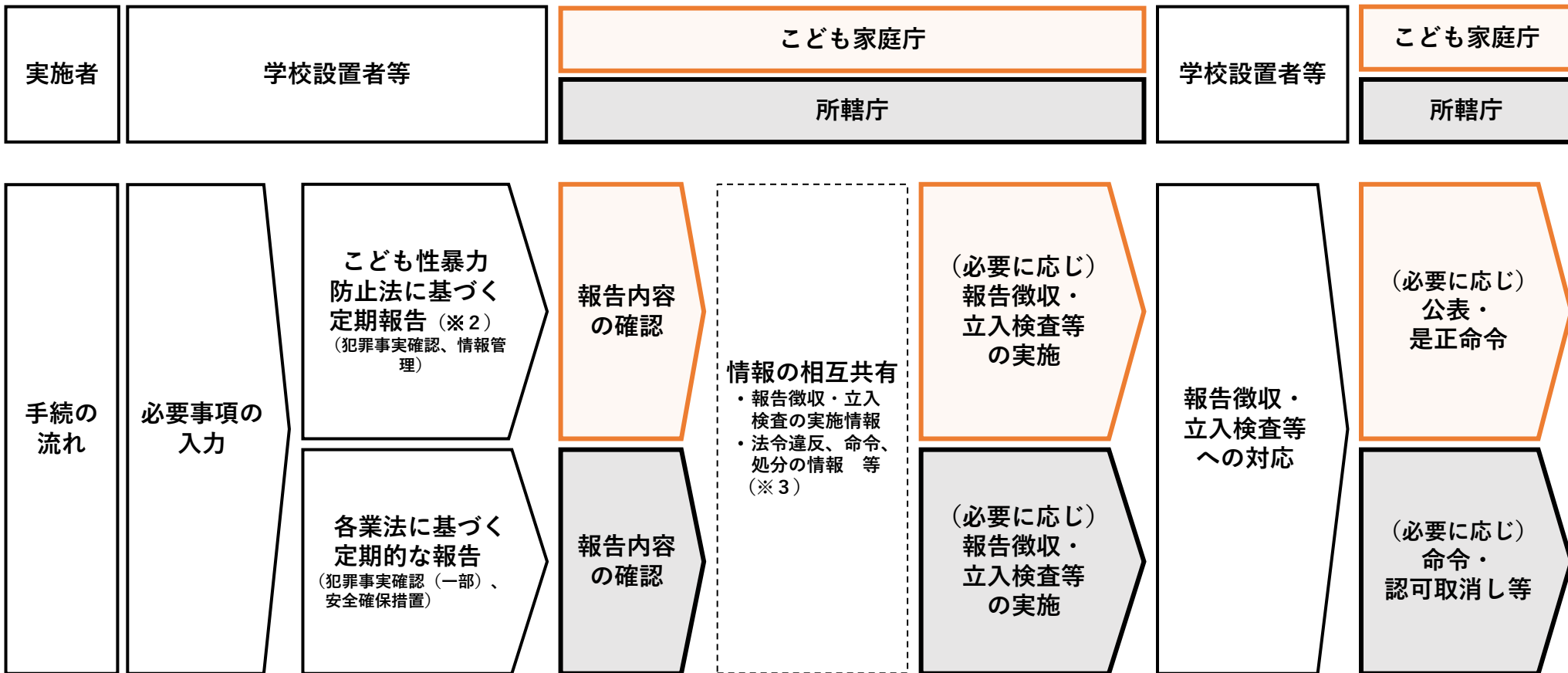
- 民間教育保育等事業者が認定申請を行う際の事務フローは以下のとおり。
- 手続は、こども性暴力防止法関連システムを通じて行う。



(※1) こども性暴力防止法関連システム（公開するWebサイト）上に、認定事業者等の認定情報（事業者名、所在地、事業や業務の概要等）を公表する。

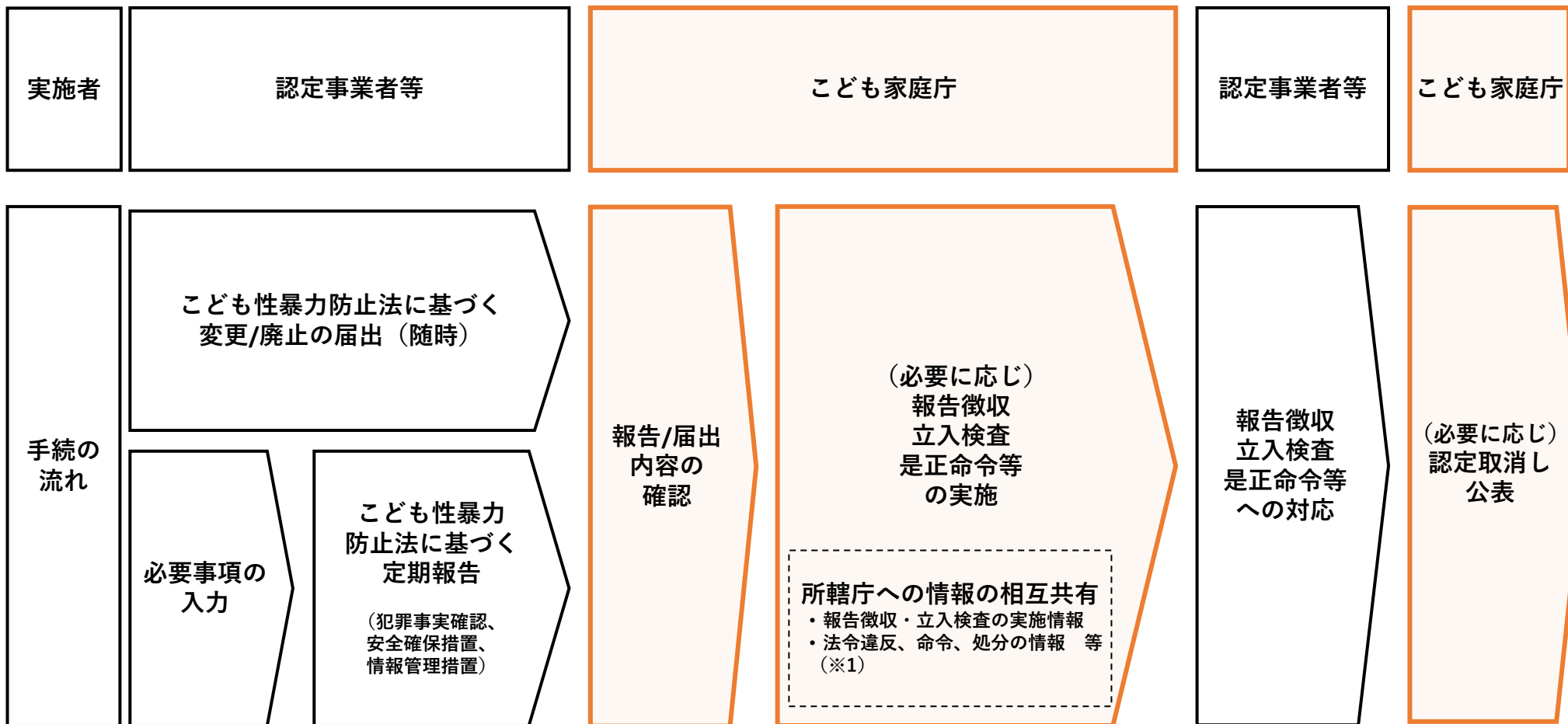
(※2) 認定を受けている旨を広告等に付することができる（内閣総理大臣が定める表示（認定マーク）を用いる）。

- 学校設置者等は、こども性暴力防止法及び各業法に基づき、こども家庭庁・所轄庁へ措置の実施状況を定期的に報告する。
- こども家庭庁及び所轄庁は、あらかじめ情報を相互に共有しながら、必要に応じて報告徴収・立入検査等を行う。
- 報告は、こども性暴力防止法関連システムを通じて行う。



（※1）所轄庁への報告方法・頻度・時期については最終的には所轄庁判断だが、こども性暴力防止法関連システム経由での毎年5月末までの報告を推奨
 （※2）学校設置者等が国、地方公共団体、独法、国大法人、地方独法である場合は、こども性暴力防止法に基づく定期報告等の対象外（情報漏洩報告は対象）
 （※3）情報共有の場面や内容については、引き続き精査
 （※4）その他、外部からのこども性暴力防止法違反に係る通報についても対応

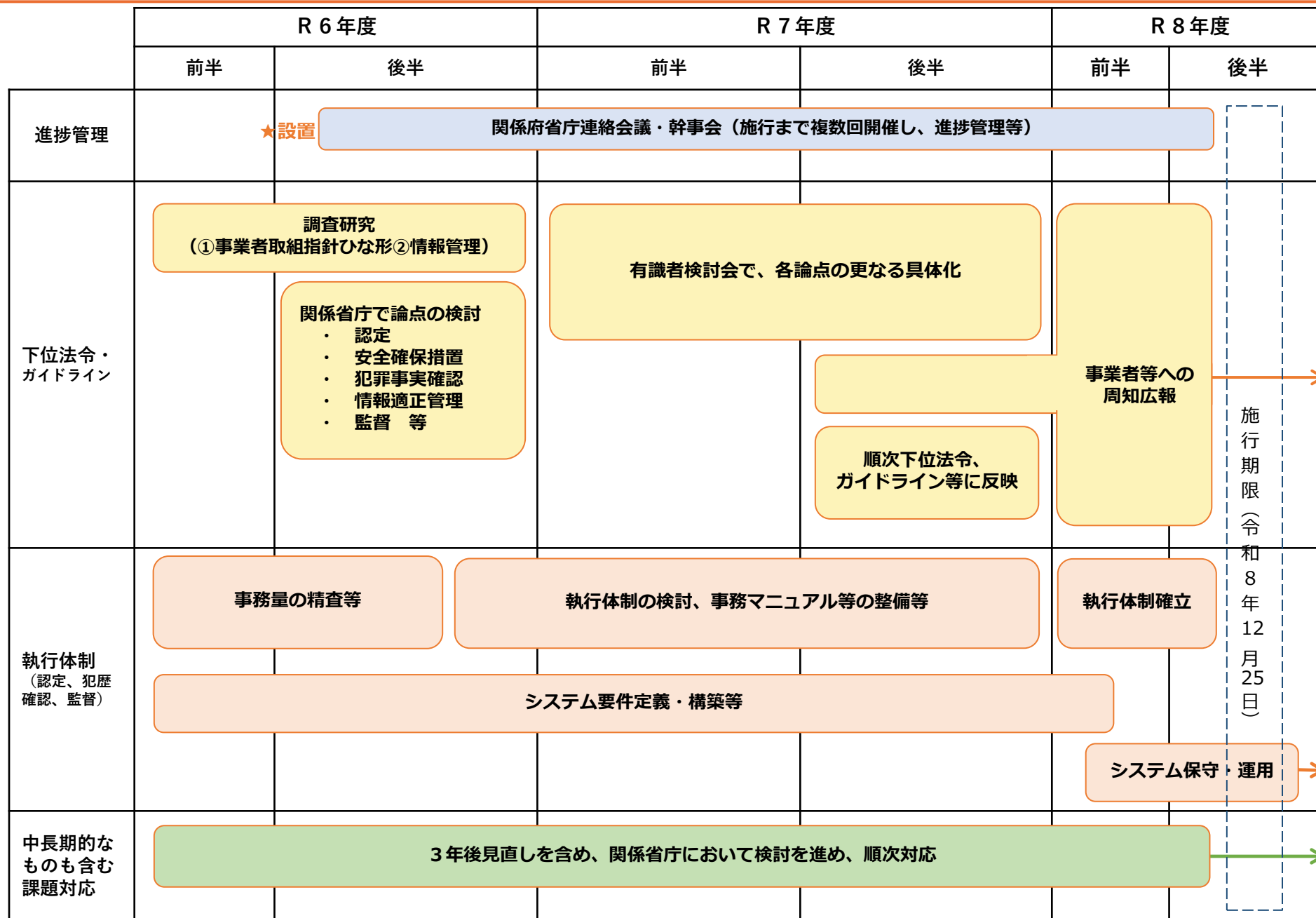
- 認定事業者等は、こども性暴力防止法に基づき、こども家庭庁へ、変更/廃止の届出を行うとともに、措置の実施状況を定期的に報告する。
- こども家庭庁は、必要に応じて報告徴収、立入検査、是正命令等を行う。
- 報告は、こども性暴力防止法関連システムを通じて行う。



（※1）情報共有の場面や内容については、引き続き精査

（※2）その他、外部からのこども性暴力防止法違反に係る通報についても対応

こども性暴力防止法の施行に向けたスケジュール（イメージ）



趣旨

- こども性暴力防止法の円滑な施行及び運用を図るため、関係行政機関相互の密接な連携・協力体制を確保し、制度の総合的かつ効果的な取組を推進すること等を目的として、内閣府特命担当大臣を議長、関係府省庁を構成員とした**こども性暴力防止法に関する関係府省庁連絡会議（局長級）**を設置する。
- 連絡会議の下に、論点の詳細な検討等を行うための**幹事会（課長級）**を設置する。

構成

- 議長： 内閣府特命担当大臣（こども政策担当）
- 副議長： こども家庭庁長官
- 構成員： 関係府省庁の局長級 ※幹事会（課長級）の構成府省庁も同じ
（内閣官房（副長官補室）、内閣府、警察庁、個人情報保護委員会、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省（オブザーバー：人事院、内閣人事局））

施行に当たっての検討事項

【施行に向けた整理】

- ・ 制度対象（対象事業・職種の範囲等）
- ・ 認定（認定申請のフロー、基準、認定マーク等）
- ・ 安全確保措置（措置の内容等）
- ・ 犯罪事実確認（申請・交付等のフロー、教員・保育士DBとの連携・補完等）
- ・ 情報管理措置（措置の内容等）
- ・ 監督（監督・監督対応のフロー等） 等

【中長期課題・あわせて取り組むべき事項】

- ・ 対象事業・職種、特定性犯罪の範囲
- ・ 告発・通報 ・ 犯罪事実確認の交付の仕組みの在り方
- ・ こどもに対する性犯罪・性暴力対策の総合的な取組
- ・ 「生命（いのち）の安全教育」を含む教育の充実
- ・ 性犯罪加害者や性嗜好障害の実態把握
- ・ 性犯罪加害者更生、性嗜好障害等の治療 等

※ 「こども・若者の性暴力防止のための総合的対策」（令和6年4月）については、必要に応じて別途「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議」等においてフォローアップ

こども性暴力防止法に関する主な論点（施行に向けて整理が必要な事項）

①制度対象

- ・対象事業 ・職種の範囲 ・規模
（家庭教師、サマースクール、ベビーシッターマッチングサイト等の取扱いなどを含む）
- ・特定性犯罪の範囲等（対象となる都道府県条例の範囲、条例の改廃の把握プロセス 等）

②認定

- ・認定申請 ・審査等のフロー
 - ・事業者からの申請の具体的なフロー（申請書記載事項や提出書類を含む）
 - ・国における審査・通知・公表の具体的なフロー
 - ・認定基準 ・児童対象性暴力等対処規程のイメージ ・標準処理期間
 - ・認定等の表示が可能な広告等の範囲、表示できる内容（認定マーク）、表示方法 等
- ・その他（手数料の額や具体的な納付方法、システム、執行体制 等）

③安全確保措置

- ・早期把握、相談、調査、保護、支援 ・研修の内容
 - ・措置の具体的な内容・方法 ・認定基準（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修関係）
 - ・留意点（発達段階や事業者規模等に応じた対応、関係機関との連携、教員性暴力等防止法の指針等との関係、責任の明確化や第三者性の確保等）
 - ・事業者支援のあり方 等
- ・防止措置の内容
 - ・措置の具体的な内容・方法 ・認定基準（防止措置関係）
 - ・留意点（児童対象性暴力等の「おそれ」の考え方、判断プロセス、労働法制等との関係等）
 - ・労働紛争時の相談先 等

④犯罪事実確認

- ・犯罪事実確認書の申請 ・交付等のフロー
 - ・事業者からの申請の具体的なフロー（申請書記載事項、提出書類を含む）
 - ・従事者からの書類提出の具体的なフロー
 - ・国（こども家庭庁・法務省）における確認
 - ・交付のフロー（犯罪事実確認書の様式を含む） ・標準処理期間
 - ・施行時現職者等の確認期限、確認申請の平準化 ・いとまがない場合の考え方、いとまがない場合にとる措置の内容
 - ・対象者に応じた留意点（対象従事者が派遣、請負、ボランティア、外国人等の場合） 等
- ・訂正請求の受付 ・通知フロー（本人通知の方法を含む）
- ・その他（教員・保育士DBとの連携・補完、内定辞退者の偏見防止、システム、執行体制 等）

⑤情報管理措置等

- ・情報管理措置等の内容（措置の具体的な内容・方法、認定基準（情報適正管理関係）、犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去の具体的な方法、留意点（個人情報保護法との関係等） 等）

⑥監督

- ・監督 ・監督対応のフロー
 - ・犯罪事実確認・犯歴情報管理に関する定期報告の内容、具体的なフロー
 - ・国・所轄庁（自治体等）による監督への事業者の対応
 - ・国による監督の具体的なフロー（定期報告や内部通報等への対応、命令や認定取消基準等）
 - ・所轄庁による監督の具体的なフロー（監督方法、頻度、国との情報共有等） 等
- ・システム ・執行体制 等

⑦その他

- ・事業者間の役割分担の詳細（県費負担教職員、指定管理、運営委託の場合）
- ・施行期日 等

【中長期的な検討事項】

- ・対象事業、職種の範囲
（個人・小規模民間事業者の取扱い（民間教育事業の期間要件の在り方を含む） 等）
- ・特定性犯罪の範囲
（確認対象となる期間の範囲（再犯期間、累犯・余罪の状況や、医学的知見の考慮を含む）、
確認対象となる事実の範囲（下着窃盗、ストーカー、不起訴（示談等）、懲戒等） 等）
- ・告発・通報の在り方 ・犯罪事実確認の交付の仕組みの在り方 ・医療機関の取扱い
- ・教員・保育士DBとの連携・補完 等

【あわせて取り組むべき事項】

- ・こどもに対する性犯罪・性暴力対策の総合的な取組
（ワンストップ支援センターや警察等の支援体制の充実、トラウマケアの充実を含む）
- ・教員、保育士等の養成段階におけるこどもに対する性暴力を防止するための教育の充実
- ・学校における「生命（いのち）の安全教育」等の児童生徒への指導の充実
- ・性犯罪の捜査及び立証時の誤った事実認定の防止
- ・性犯罪の加害者、性嗜好障害の治療等のデータの蓄積など、科学的根拠の構築に必要な調査研究の実施
- ・性犯罪の累犯性、余罪の状況などの特性や小児性愛を含む性嗜好障害の実態に関する調査研究の実施
- ・性嗜好障害等の治療や支援の環境整備
- ・加害者の改善更生及び社会復帰を支援するための加害者更生プログラムの充実